

9月は『粉じん障害防止総合対策推進強化月間』です！！

淡路労働基準監督署

粉じん障害の防止については、昭和56年以降、総合対策を継続的に取り組んでおり、事業者により実効性のある粉じん障害防止対策を実施していただくため、2018年度から「事業者が重点的に講ずべき措置」を示し、その周知・徹底を図るために「第9次粉じん障害防止総合対策」を推進するとともに、引き続き全国労働衛生週間の準備月間である9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、集中的かつ効果的な対策の推進を図ることとしました。

各事業場におかれましては、以下に示す重点事項における主な実施事項について特に徹底することで粉じん障害の防止を図っていただきますようお願いいたします。

重点事項

1. 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
2. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
3. 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
4. アーク溶接作業、金属等の研磨作業における粉じん障害防止対策
5. じん肺健康診断の着実な実施
6. 離職後の健康管理の推進



主な実施事項

1 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策

- ・呼吸用保護具の使用の徹底及びその旨を示した掲示
- ・粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発

2 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

- ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策の徹底
- ・呼吸用保護具（電動ファン付き呼吸用保護具等）の使用
- ・じん肺健康診断の実施の徹底
- ・じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進
- ・元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等



重点事項3～6の主な実施事項については裏面をご覧ください。

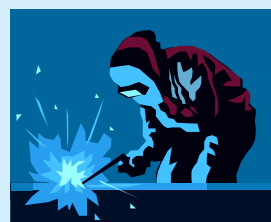
3 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進

- ・ 保護具着用管理責任者の選任
- ・ 呼吸用保護具のフィルタの交換基準及びフィルタの交換日等を記録する台帳の整備
- ・ 電動ファン付き呼吸用保護具の活用

4 アーク溶接作業、金属等の研磨作業における粉じん障害防止対策

アーク溶接作業

- ・ 改正粉じん則及び改正じん肺法施行規則（平成 24 年 4 月 1 日施行）の内容に基づく措置の徹底
- ・ 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の改善
- ・ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進
- ・ 健康管理対策の推進
- ・ じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底



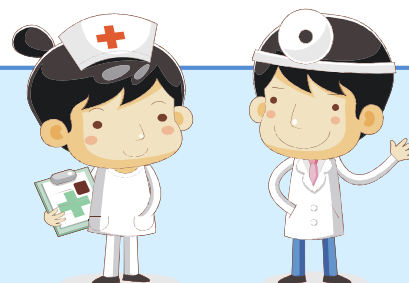
金属等の研磨作業

- ・ 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等
- ・ 特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及を通じた作業環境の改善
- ・ 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施
- ・ 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底
- ・ 特別教育の徹底
- ・ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進
- ・ たい積粉じん対策の推進
- ・ 健康管理対策の推進



5 じん肺健康診断の着実な実施

- ・ じん肺健康診断の実施の徹底
- ・ 「健康管理教育ガイドライン」に基づく健康管理教育の推進
- ・ じん肺有所見労働者に対する積極的な禁煙の働きかけ



6 離職後の健康管理の推進

- ・ 「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」の配布
- ・ 離職予定者への健康管理手帳申請方法の周知

